

平成29年

第3回東栄町議会臨時会

会議録

平成29年7月31日（月）

平成29年第3回東栄町議会臨時会 会議録

招集年月日 平成29年7月31日（月） 開会 午後3時00分
閉会 午後3時39分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (10名)

<u>1番 加藤 彰 男</u>	<u>2番 伊藤 紋 次</u>
<u>3番 柴田 吉 夫</u>	<u>4番 山本 典 式</u>
<u>5番 峯田 明</u>	<u>6番 森田 昭 夫</u>
<u>7番 村本 敏 美</u>	<u>8番 伊藤 久 代</u>
<u>9番 伊藤 芳 孝</u>	<u>10番 伊藤 芳 孝</u>

不応招議員 な し

出席議員

<u>1番 加藤 彰 男</u>	<u>2番 伊藤 紋 次</u>
<u>3番 柴田 吉 夫</u>	<u>4番 山本 典 式</u>
<u>5番 峯田 明</u>	<u>6番 森田 昭 夫</u>
<u>7番 村本 敏 美</u>	<u>8番 伊藤 久 代</u>
<u>9番 伊藤 芳 孝</u>	<u>10番 伊藤 芳 孝</u>

欠席議員 な し

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町 長	村 上 孝 治	副町長	伊 藤 克 明
教育長	平 松 伸 一	総務課長	長 野 好 孝
振興課長	伊 藤 明 博	地域支援課長	加 藤 文 一
経済課長	金 田 新 也	事業課長	伊 藤 久 司
教育課長	内 藤 敏 行		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 栗 嶋 賢 司 書 記 加 藤 寿 基

出席議員の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 50 号 平成 29 年度東栄町一般会計補正予算（第 3 号）について

日程第 4 議案第 51 号 平成 29 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

----- 開 会 -----

議長（伊藤芳孝君）

ただ今の出席議員数は 10 名でございます。欠席議員はありません。定足数に達していますので、ただ今から、『平成 29 年第 3 回東栄町議会臨時会』を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、予めお手元にご配布を申し上げてあるとおりでございます。

----- 会議録署名議員の指名 -----

議長（伊藤芳孝君）

日程第 1、『会議録署名議員の指名』を行います。会議録署名議員は会議規則第 123 条の規定により、4 番・森田昭夫君、9 番・伊藤紋次君の 2 名を指名します。

----- 会期の決定 -----

議長（伊藤芳孝君）

日程第 2、『会期の決定』について を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日限りといたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日限りといたします。

----- 議案第 50 号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 3、議案第 50 号『平成 29 年度東栄町一般会計補正予算（第 3 号）について』の

件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、副町長」の声あり）

副町長。

副町長（伊藤克明君）

それでは予算書の1ページをお開き下さい。議案第50号。平成29年度東栄町一般会計補正予算（第3号）について。平成29年度東栄町一般会計補正予算（第3号）案を別紙のとおり提出するものとする。平成29年7月31日提出。東栄町長村上孝治。

平成29年度東栄町一般会計補正予算（第3号）。平成29年度東栄町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,873千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,165,323千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表・歳入歳出補正」による。

第1表・歳入歳出補正。歳入。17款繰入金5,597千円。18款繰越金1,276千円。計6,873千円。歳入合計3,165,323千円。歳出。2款総務費863千円。5款農林水産業費292千円。6款商工費5,718千円。計6,873千円。歳出合計3,165,323千円。

それでは予算説明書により説明をさせていただきます。はじめに、今回の補正予算であります、9月の議会前ではありますが、早急に対応させていただきたい案件が出てまいりましたので、本日補正をさせていただくものでありますのでよろしくお願い致します。

歳出からお願いします。5ページをお開きください。2款1項4目・財産管理費の11節修繕費は、分庁舎のエアコンが故障し、改修不能であることから、エアコンを取り替えるものであります。9目のき山学校施設費は、7月末をもつてのき山学校の運営を担ってきた地域おこし協力隊員が退職することに伴い、1名分の人件費と活動費を指定管理料に振り替えるものです。6ページ5款2項1目・林業総務費の11節修繕費は、林業センターの屋根から雨漏りが発生し、5月の臨時会で予算をいただき応急措置で一旦は止まりましたが、再び雨漏りが発生したためその雨漏り発生部を特定させ、ウレタン塗膜の防水処理とシーリング打ちを行い修繕するものです。7ページ、6款1項1目・観光費の12節手数料は、観光まちづくり協会の自主事業であるnaori事業について、8月に台湾でPR活動を行うことになりましたが、それを契機に知名度が上がることで予想されることから、他者に「naori」及び「ビューティーツーリズム」という言葉が無断で使用され、不利益を受けないようにするため、また、先に商標登録をされてしまうと使用できなくなる恐れがあるため商標登録をするものであります。商標登録をするためには個人か法人であることが要件であるため、東栄町まちづくり協会ではできないため東栄町が登録申請を行うものです。5目・温泉施設費の11節修繕費は、6月議会で補正予算をいただいたところではありますが、その後想定外の緊急修繕が発生し、緊急修繕用の予算を消化してしまいました。さらに、6月22日に男子風呂の主浴槽付近から大規模な漏水が発生し、その後の調査でジェット風呂の配管から漏れていることが判明し、主浴槽、リラクゼーションバスなどが使用できなくなりました。緊急事態であったため、営業を続けながらすぐに工事に取りかかり、夏休み前の7月20日には改修を完了させました。今回の補正については、主に6月補正後に発生した修繕について追加させていただくものです。歳出は以上です。

次に、歳入の説明をさせていただきます。3ページの17款2項1目1節の高齢者いきいき健康増進基金繰入金は、温泉の修繕にかかるものです。4ページ、18款1項1目1節の前年度繰越金は、その他の費用の不足分を充てるものです。

以上で一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（伊藤芳孝君）

議案第50号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。「歳入」「歳出」全般についてお願いします。質疑はございませんか。

（「議長、5番」の声あり）

5番。

5番（加藤彰男）

7ページの観光費で手数料の説明がありましたけど、maori事業の関係、そして商標の登録をするということなんですけども、もう少し商標登録が必要な事業の背景の説明をしていただきたいことと、当然、商標を登録するということは事前の調査をしたうえでやっていく、又はマーケティングについての専門的な部分も含めて展開していくことになると思いますけども、その点を少し詳しく説明をお願いいたします。

（「議長、振興課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

振興課長。

振興課長（伊藤明博）

まず、商標登録に至った経緯でございますけれども、先程副町長からも説明がありましたけれども、このnaoriにつきましては台湾へのPRに取り組むということになりまして、今後知名度が上がっていくことを想定しています。他者に「naori」ですとか「ビューティーツーリズム」という言葉、文字を無断使用されないように商標登録を取ることになりました。

「naori」、「ビューティーツーリズム」を先に商標登録されてしまった場合は使用できなくなる恐れがあるということで、今回早めに9月議会を待たずに、今回の臨時議会に議案として提出させていただいた訳でございます。この商標登録のメリットにつきましては、他者に「naori」や「ビューティーツーリズム」という言葉、文字を無断で使用されないこと、他者が「naori」や「ビューティーツーリズム」を使用した場合、使用料を得ることができるというメリットもございます。商標登録の役割としましては、自分の商品と他人の商品とを区分することや、同一の商標を付した商品等は常に一定のところから流通されていることを示したり、同一の商標を付した商品等は同一の品質を有していることを示す、商標によって自分の商品と他人の商品の差別化を図って事業者の商品を買いたいという意欲を起こさせるといったことが商標登録の定義とされています。

今後台湾への出展という話がありましたけど、この8月26日、27日の2日間、台湾で最大の

日本の観光展、「第3回タッチ・ザ・ジャパン」というイベントでございますが、台湾全ての旅行代理店2,500社が加盟する「中華民國旅行商業同業公會全國聯合會」との共同の主催イベントだそうであります。毎年25万人以上が訪れる台湾最大の観光展だそうです。台湾の人々が日本の旅行先ですとか、商品を探す重要な国際旅展の観光エキスポという位置づけになっています。そのイベントに愛知県ブースとして参加することになっていますが、その中で東栄町も愛知県ブースの中に入って naori 事業を中心に東栄町の観光PRを行うということでございます。そういったことをやることによって、今後、台湾の旅行客を呼び込んでインバウンドの取り組みのきっかけをしたいと考えております。

（「議長、5番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

5番。

5番（加藤彰男）

今説明があったんですけど、例えば「naori」は極めて固有名詞ですけど、「ビューティーツーリズム」はある意味一般的な用語をくっつけたネーミングということで。これはやはりマーケティングとしてこういうものが商標登録できるかどうかということも含めて、当然調査をされるべきなのではないかと思います。ただ一方で、海外で台湾をということは、愛知県でのむこうでの展開を含めて、そこに加わって展開するという説明ですけども、当然やっていく場合、現地での利益概念という意味で、例えば愛知県として行政が台湾に事務所を持っていて、そのところが現地でのいろいろな展開で権利的な部分も含めたり、営業的な展開も含めたときの仲介者になるのか、それとも新たな展開として台湾の会社と提携してやっていくのか等々、台湾についてはいろいろな事前の検討が必要かと思うんですけど、そのあたりはどうなっているのですか。

（「議長、振興課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

振興課長。

振興課長（伊藤明博）

今回台湾に行きますけど、その辺の詳しい内容や展開などの詳細な情報はまだ得ていませんが、いずれにしても愛知県のブースの中に naori 事業が東栄町としての観光PRとして、今後いろんな展開が考えられると思いますが、台湾を呼び込むいろいろなやり方、台湾での旅行者との連携や提携の話も出てくるとは思います。詳細については今の段階では申し上げることはできません。

（「議長、5番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

5 番。

5 番（加藤彰男）

基本的な部分については協会に任せていて、自分たちの事業として展開をしていくんだということで、冒頭に説明のあったように登録商標のみを法人格ができないから東栄町が変わって行うのであって、詳細について町はチェックはしない、できないということでもいいですか。

（「議長、振興課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

振興課長。

振興課長（伊藤明博）

初めてやることですので商標登録は。他人に商標登録をさせないようにやりますけども、今後商標登録をしたことによって様々なことが出てくるかと思いますが、今の段階では観光まちづくり協会の話もありますけれど、今回町が商標登録するという形でやりますが、法律的にはそのようにやらざるを得ないのですが、事業展開につきましては観光まちづくり協会がやっていきますので、その辺の細かい詰めはしていませんが、非常に重要なことですので早急にそういった話し合いはしていきたいと思います。

（「議長、町長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

町長。

町長（村上孝治）

この商標登録につきましては、仲介を入れませんので、数回、観光まちづくり協会と県に指導をいただいています。そういう状況でありましたので、なるべく早くやらないといけない状況でありましたので今回補正予算で対応させていただいたという状況でございます。したがって、県の台湾へのPRに今回一緒に入らせていただくという状況でありますので、そういった状況の中で、商標登録の手数料という部分だけの予算をお願いしたという状況ですのでよろしくをお願いします。

議長（伊藤芳孝君）

他にございませんか。

（「議長、2 番」の声あり）

2 番。

2 番（原田安生君）

5 ページの協力隊の関係のところで、委託料がのき山の管理委託料が増額になっているということでございますので、このお金の動きがしっかり見えてこない。管理委託料は年間通していくらということでの決まっていることなんだけど、この協力隊の 1 人がどういう動きになってここに、こういう金額が載ってきているのか、その説明を聞かせてください。

（「議長、振興課長」の声）

議長（伊藤芳孝君）

振興課長。

振興課長（伊藤明博君）

この指定管理料の積み上げでございますが、地域おこし協力隊 1 名分、□□隊員の個人分の経費でございますが、そこに係る経費が報酬、職員手当、共済費、旅費、役務費、地域おこし協力隊活動事業委託料ということで、8 月以降来年の 3 月までの減額でございます。この減額分を□□隊員に係る活動経費等を指定管理料へ増額させるというものでございます。指定管理料につきましては当初 163 万円になっておりまして、今回□□隊員に係る 8 月以降の経費 215 万 8 千円になりますので、最終的には指定管理料が 378 万 7 千円になりますけど、8 月から来年 3 月分までの□□隊員に係る経費分 215 万 8 千円を今回予算として提出させていただいています。

指定管理契約につきましては、27 年 4 月から 30 年 3 月 31 日までの 3 年間ということになっていますが、今日、こういった予算をお認めいただければ早急に協定書の変更をしなくてはならないということで、金額が変わってきますので、8 月 1 日に早急に手続きを進めて協定の変更を進めていくことになっております。

（「議長、2 番」の声あり）

2 番（原田安生君）

お金の動きは何となくわかりましたが、□□さんが辞められて、今度のはのき山の方で何かをやられるということだね。（「退職された」の声あり）退職してなくなったのに、何の管理委託料の増額になるのか、その辺を教えてください。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

副町長。

副町長（伊藤克明君）

そもそも、のき山学校を始めたときのところに立ち返るわけですが、のき山学校を始めるに

あたりましては、てほへに指定管理をする分、それからのき山学校の運営だとか管理の部分については、地域おこし協力隊を3年間充てて軌道に乗せたいということでスタートした経緯がございます。そのうえで、今年度いっぱい地域おこし協力隊を1年をはり付けて、実際ののき山学校のいろいろなイベントを含めて運営等をやっていたいただいたわけです。それについては、地域おこし協力隊という人的なもので東栄町も一緒にやりましょうということで始めた経緯がありますが、今回、29年度においては途中で協力隊員が辞めるという事態になりましたので、残りまだ8か月ございます。最初の3年間はそういう形でということでありましたので、その人的な部分を、来年3月までどなたかをてほへで雇っていただくなり、お金で振り替えてのき山学校の運営、企画も含めてやっていただこうということで今回お願いするものです。30年度以降につきましては、地域おこし協力隊の3年間というのがそのままやっていけば終わる訳ですので、今年度中にてほへと協議をして、こういった形で持っていきましようかということを経験して、来年度の予算でご説明させていただきたいと思います。

（「議長、2番」の声）

議長（伊藤芳孝君）

2番。

2番（原田安生君）

わかりましたけども、てほへとはその辺の話はできていて、□□がおらんくなったら誰か一人を入れてやっていくという話になっているということでよろしいでしょうか。

（「議長、町長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

町長。

町長（村上孝治君）

□□隊員がいろいろな事情の中で今回7月31日、今日付けで退職をするということになりました。従いまして、7月中は、先ほど言いましたように3か年の中でのき山学校を運営してきましたので、残りあと8か月あります。人的な問題も含めて、てほへさんとはこの間協議をしてきましたので、円満に解決をしなければいけないという状況でありましたので、□□君本人の体調の問題などいろいろありまして、そういう状況になりました。本来ですと3月までお願いをしておりましたが、今回そういう状況でありますので、てほへの中であと8か月ののき山学校のイベントを含めた運営は契約上ありますので、てほへさんとの中で、人は誰を充てるかというところは確保できそうですので、しっかりその辺は役場も入りながら調整をしてきましたので、3月まではその運営はしっかりさせていただく。30年度以降は先ほど副町長が申し上げましたように、改めての話になりますので、30年度以降の関係につきましては当初予算の中で話をさせていただきたいと思っています。

(「議長、2 番」の声)

議長 (伊藤芳孝君)

2 番。

2 番 (原田安生君)

□□隊員は地域おこし協力隊ということで国のほうから補助が出ていると思うんですが、その分は、これで退職となると入ってこないと思うんですが、その辺はどのようなになっていますか。

(「議長、副町長」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

副町長。

副町長 (伊藤克明君)

地域おこし協力隊については特別交付税の方にその経費を参入していただくということになっておりまして、特別交付税の中に含まれてくるということでございますので、最終的には特別交付税は年度内に数字を報告していきますので、□□隊員の4か月分はその中に入りますが、残りの分については特別交付税に算入されないということになりますので、予算上は55千円の減額ということではありますが、今回の補正をさせていただく分につきましては、特別交付税の裏付けはないということだけご承知ください。

(「議長、5 番」の声)

議長 (伊藤芳孝君)

5 番。

5 番 (加藤彰男君)

今の質問と同じところですけど、□□隊員については個人の事情もあってという説明でした。この経過の中では町としては、のき山学校と協力隊員はどういう仕事をするのかということ全体を確認したうえで配置したのか、そうではなくて、1名置くということで、その活動の具体的な部分についてはのき山学校の方で自由な裁量の中で働けば良いという形だったのか、その辺はどうですか。

(「議長、副町長」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

副町長。

副町長（伊藤克明君）

隊員の活動については地域支援課が毎週の朝礼等で確認をしていますが、基本はやはり先ほど申しあげましたようなき山学校の運営、特にいろいろな企画をやっていますので、それと管理の部分、そういった部分を地域おこし協力隊に担ってもらおうということで全体の事業を。その中で細かいところは実際には、この夏には毎週のように「山フェス」と称してイベントをやっていますので、こういったようなところの中で、どのような立場でやるのかについては、てほへの協力、あるいは協議をしながら進めていくというような立場で働いていただいたということです。

（「議長、5番」の声）

議長（伊藤芳孝君）

5番。

5番（加藤彰男君）

今の答弁ですと、基本的に細かい人事管理は隊員に対してはしなかったと、のき山の方で運営スタッフという位置づけで向こうでの仕事を果たしてくれば良いと、そういうふうに町としては位置づけていたということではないですか。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

副町長。

副町長（伊藤克明君）

細かなところはのき山のスタッフとして当然やっていただく訳ですが、やはり人事管理の面は地域おこし協力隊であり地域支援課の所属になりますので、毎週地域支援課に顔を出していただいて、他の隊員と同様に活動内容だとか今後の計画だとか、そういったことを報告、あるいは話をしながら進めているというような状況です。

議長（伊藤芳孝君）

ほかよろしいですか。

（「議長、4番」の声あり）

4番。

4番（森田昭夫君）

温泉のことについてお伺いしたいと思います。高齢者いきいき健康増進基金、いわゆる温泉

の基金。これは設立当初からピークには数億円というお金を貯めてあったわけですね。この基金というのは、当時の経営陣の考えとしては、建物を壊すときには役場ではなく、自分たち、株式会社とうえいなんだから自分たちで壊さなければいけない、更地にするにしても相当大きなお金がかかるのだから、やっぱりある程度の基金は必要だということもあって、それを役場に預けておくというつもりで基金として少しずつ貯めてきたわけですね。そして数億円という大きなお金を貯めてきた。どのみち10年も経てば建物もかなり傷んでくるだろうし、普通の浄水と違って温泉だからパイプもあちこち傷むだろうということで、そのためにもどれだけ貯めれば良いのかわからない、とにかくいくらあっても困らないからということで、経費を押さえて貯めてきたお金。これがたった数年で設備を増築する、あるいはカラオケの施設を造るなど、かなり使われてしまったという話を聞きました。

今現在、基金としてどのくらいあるのか、そして今後この施設をどのように考えているのか、どのくらい基金が必要だと経営陣は考えているのか。当時は私どもが経営に携わっているときには経営陣の報酬はゼロで、全く無しでやっていたんですね。今の経営者はどのように考えているのか、どのような見込みを持って経営をされているのか、もし分かっていたら伺いたいです。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

副町長。

副町長（伊藤克明君）

現在、年度末の基金残高は5,800万円ほどです。今年になりましてから、2,500万円ほど使いますが、毎年納付金という形で1,800万円を株式会社とうえいの方から納めてもらい、それを基金に積んでいるということです。1,800万円を超えればプラスマイナスゼロということですが、去年、今年とやはり修繕の箇所が多くなってきました。基金をくっている状況が続いています。確かに、年度末に納付金が入ったにしても29年度末で5,000万円ほどになってしまいます。町民からも愛されている施設であると思っていますし、現在のところ何とか経営も黒字で、これらを除けば何とか行けている状況でありますので、何とか維持をしていきたいと思っています。ただ、5,000万円というのは今後のことを考えますと、もう少し貯めていくべきだと思っていますので、その分、もうひとつの経営の方で、今年も若干の黒字でありましたが、その部分を増やすような経営努力をして、黒字部分で何とか温泉の貯えを増やしながら今後の計画を立てたいと思います。現在のところ、今後どのように経営していくのかという明らかな者は出ていませんが、今後役員会も含めて、施設の改修もこのようになってきましたので、今後計画等を作って進めていきたいと考えています。

（「議長、4番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

4 番。

4 番（森田昭夫君）

温泉の経営は何とか黒字だというお話でしたが、私が大雑把な見方をすると、決して黒字ではないと思うんですね。官庁は悪いところがあって、減価償却を考えていない。建物は壊れていくんですよ。傷んでいく。特に温泉の減価償却は一般と違ってもっと強く見ないと 5 年、6 年で壊れていくと思うんですね。その減価償却を見ていくと、決して黒字ではない。年間 1,800 万円では少し足りないのではないかと思います。本来なら経営陣の経営努力で、あの温泉を廃業するときには壊すだけのお金を持っていなくてはいけない。このように緊急に修理をしなければいけないときに、もちろん今は水周りだけですが、これから天井や壁もかなり傷んでくるはずですよ。その時に億というお金が必要ですので、これは完全にマイナスの数字ではないのかと、5,000 万円だけではとても維持ができるものではないと思います。したがって、温泉の経営そのものを、経営陣はもう少し考えを改めてもらうべきではないかと思います。このように思いますので、是非とも役場からの指導を徹底していただきたいということでお願いをさせていただきます。

議長（伊藤芳孝君）

他はございませんか。以上で議案第 50 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

討論なしと認めます。これより、議案第 50 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 50 号『平成 29 年度東栄町一般会計補正予算（第 3 号）について』の件は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 51 号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 4、議案第 51 号『平成 29 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、副町長」の声あり）

副町長。

副町長（伊藤克明君）

それでは補正予算書の5ページをお開き下さい。議案第51号。平成29年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。平成29年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案を別紙のとおり提出するものとする。平成29年7月31日提出。東栄町長村上孝治。

平成29年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。平成29年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,150千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ519,388千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表・歳入歳出補正」による。

第1表・歳入歳出補正。歳入。3款国庫支出金12,150千円。計12,150千円。歳入合計519,388千円。歳出。1款総務費12,150千円。計12,150千円。歳出合計519,388千円。

それでは補正予算説明書の12ページをお開き下さい。1款1項1目一般管理費の13節国保システム改修委託料は、国保制度の改革により安定的な財政運営や効率的な事業の確保の中心的な役割を担うため、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となることに伴い、既存の国保システムの改修が必要となることにより補正するものです。内容は、愛知県及び国保連合会が整備する情報集約システムと町が持っている被保険者の資格や所得情報などのデータを連携するための改修と高額療養費の自己負担額が4回目以降減額となる制度の通算処理が町内から県内に範囲を拡大することによる改修です。

歳入につきましては11ページをお開き下さい。今回の事業費につきましては、全額国庫補助金が充てられます。当初は国の補助金が固まってから9月補正でお願いする予定でございましたが、8月から情報連携のテストが始まることになったため、今回緊急で補正予算をお願いするものです。

以上で国民健康保険特別会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（伊藤芳孝君）

議案第51号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。「歳入」「歳出」全般についてお願いします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

以上で議案第51号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

討論なしと認めます。これより、議案第 51 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 51 号『平成 29 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について』の件は原案のとおり可決されました。

----- 閉 会 -----

議長（伊藤芳孝君）

以上で、本臨時会に上程されました案件は議了いたしました。以上で『平成 29 年第 3 回東栄町議会臨時会』を閉会いたします。